

千葉県における 認定病理検査技師制度

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院 臨床検査室 病理
小山 芳徳

認定病理検査技師制度

➤ 一般社団法人 日本臨床検査技師会(日臨技)

日臨技認定センター が認定

➤ 平成26年度より認定一般検査技師、染色体遺伝子検査、管理検査に引き続き、あらたに認定病理検査技師制度を発足

➤ 平成26年 第1回 209名(試験合格率89.3%)

➤ 平成27年 第2回 391名

➤ 平成28年 第3回 555名

➤ 平成29年 第4回 700名以上

日臨技認定センター運営規程

第1章

総則

第1条

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下「日臨技」という。)は、臨床検査技師の認定推進のために、日臨技認定センター(以下「認定センター」という。)を設置する。

第2条

認定センターは臨床検査領域の進歩発展に対応した検査技師の資質の向上と生涯教育の充実をはかり、検査技師の認定に関する体制を整備し、各種検査を正確に実施する知識と技術を有し、後進の指導、育成ができる臨床検査技師の認定をもって、臨床検査の精度保証を通じ良質な医療を提供し、国民医療の向上に寄与することを目的とする。

第3条

前述の目的を達成するため、認定センターは日臨技中央認定委員会(以下、中央委員会と略す)ならびに、日臨技認定制度協議会(以下、協議会と略す)を置く。協議会は中央委員会の指導、監督の下に、各種認定検査技師制度を設定し、各種認定検査技師を認定する。



一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

Japanese Association of Medical Technologists

日本語

English

Google カスタム検索



日臨技とは

出版物

資料ガイドライン

生涯学習

会員補償制度

入会・退会・会員情報変更

[ホーム](#) > [学会・研修会情報](#) > [日臨技認定センター資格情報](#) > [認定病理検査技師](#)

日臨技認定センター資格情報



認定病理検査技師

- [▶ 制度規則 PDF](#)
- [▶ カリキュラム PDF](#)
- [▶ 資格更新方法 PDF](#)

平成29年8月1日より制度規則の別表「資格更新審査基準単位」が改正されました。
ページ右上の資格更新方法をご参照ください。

平成25年4月、一般社団法人日本病理学会(以下、病理学会)側より後の特定非営利活動法人日本病理精度保証機構(以下、精度保証機構)の立ち上げに対して、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下、日臨技)への協力要請に呼応する形で、日臨技側より、精度管理を中心とした責務を担う認定技師制度についての提案がなされたことから、日臨技は、病理学会と協働して「認定病理検査技師制度」を立ち上げた。

本制度は、標準化された病理組織標本作製技術・専門的知識、病理解剖助産業務および病理部門のマネジメント能力等を総合的に評価し認定するものであり、病理部門に勤務する臨床検査技師と病理医が、互いの立場と職務を尊重しあい、国民の医療に貢献するための協力関係を築きあげていくための制度である。カリキュラムおよび認定のための資格更新基準、認定試験は、病理学会および日臨技が共同で策定し、指定講習会・認定試験の内容も両者が協議して行っている。特に認定試験では総合的な能力の判定として記述・小論文による試験も行われているのは、日臨技が行っている他の認定試験に無い取組となっている。

平成26年に行われた第一回の認定試験では、209名の認定者を世に送り出し、全国の184施設に配置することができた。今後、認定病理検査技師を中心に、病理学会および精度保証機構と連携し、技術と診断の両面を精度保証・施設認証していく

学会・研修会情報

congress & study sessions

- ▶ [日臨技主催研修会](#)
- ▶ [日臨技認定センター資格情報](#)
- ▶ [認定一般検査技師制度](#)
- ▶ [認定心電検査技師制度](#)
- ▶ [認定臨床染色体遺伝子検査技師制度](#)
- ▶ [認定病理検査技師制度](#)
- ▶ [臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師制度](#)
- ▶ [認定総合監視検査技師制度](#)
- ▶ [認定認知症領域検査技師制度](#)
- ▶ [認定救急検査技師制度](#)
- ▶ [支部学会開催予定](#)

認定病理検査技師制度規則

• 第一章 総則

第一条 認定病理検査技師制度は臨床に関わる病理検査の適切な利用と、検査結果を最大限に診療に反映させるために、**専門知識および高度な技術に対応できる検査資格者の育成**を図り、病理検査の**発展と普及**を促進することを目的とする。また、**病理検査の精度保証**を通して、**医療の安全と患者の安心を守り、国民医療の向上**に寄与することを目的とする。

第二条 この制度は **日臨技認定センター**一定款に基づいて実施する

認定病理検査技師の関わる政策・法律

- 第3期がん対策推進基本計画 平成29年10月

- 医療法の改正
- 臨床検査技師に関する法律の一部改正 平成29年6月

- がん診療連携拠点病院の整備について
健発第0301001号 平成20年3月1日
- がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針
- がん診療連携拠点病院等の指定について
健発0110 第7号 平成26年1月10日

第3期がん対策推進基本計画(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防(※)
- (2)がんの早期発見、がん検診(2次予防)

(※)受動喫煙に関する目標値等については、受動喫煙対策に係る法案を踏まえて別途閣議決定する予定。

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん(それぞれのがんの特性に合わせた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

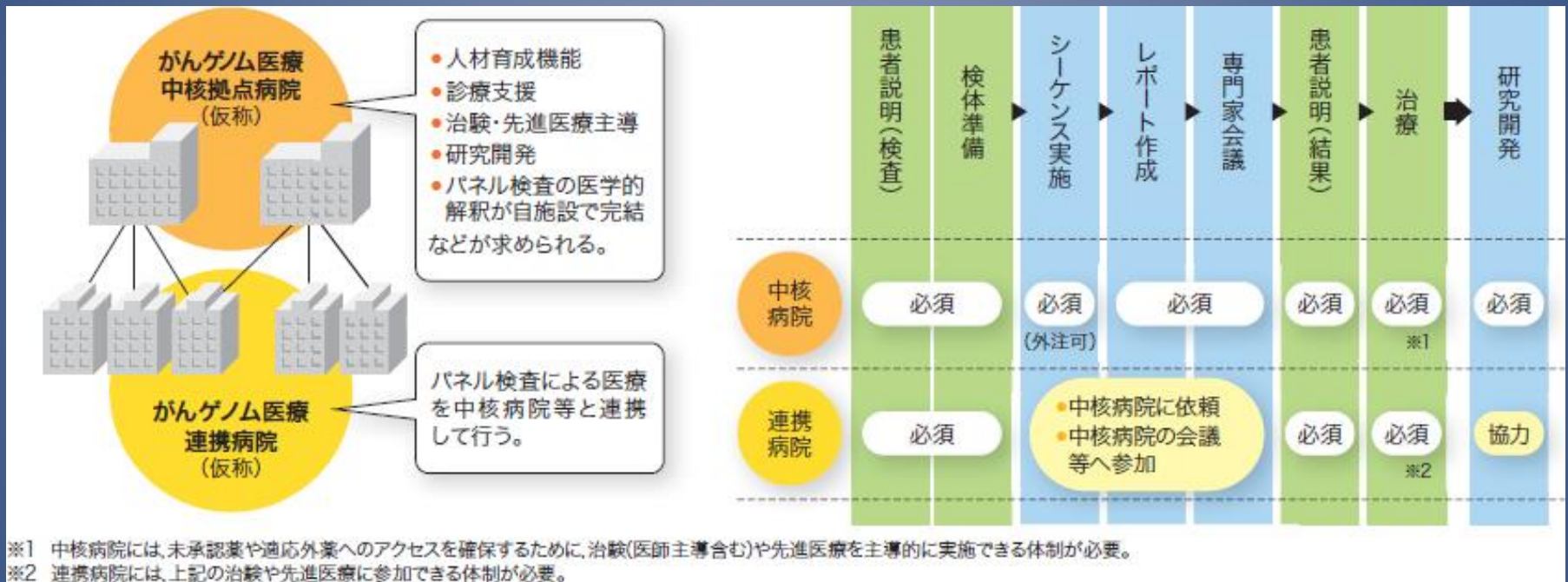
- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

第3期がん対策推進基本計画

2 がん医療の充実 (1) ゲノム医療



※1 中核病院には、未承認薬や適応外薬へのアクセスを確保するために、治験(医師主導含む)や先進医療を主導的に実施できる体制が必要。

※2 連携病院には、上記の治験や先進医療に参加できる体制が必要。

がんゲノム医療中核拠点病院：全国12施設

がんゲノム医療連携病院：120施設程度

第3期がん対策推進基本計画

がん対策推進基本計画

平成29年10月

2 がん医療の充実

(8) 病理診断

(現状・課題)

拠点病院等や小児がん拠点病院においては、病理診断医の配置を要件とし、また、必要に応じて遠隔病理診断を用いることにより、全ての拠点病院等や小児がん拠点病院で、術中迅速病理診断が可能な体制を確保することとしてきた。また、病理診断医の養成や病理関連業務を担う医療従事者の確保に向けた取組を支援してきたものの、依然として病理診断医等の不足が指摘されている。

特に、希少がん及び小児がんの病理診断については、希少がん及び小児がんそれぞれについての十分な診断経験を有し、かつ専門的な知識を持った病理診断医が少ないことから、病理診断が正確かつ迅速に行われず、治療開始の遅延や予後の悪化につながる懸念されている。

こうした中、国は、国立がん研究センターの病理診断コンサルテーション・サービス、一般社団法人日本病理学会の病理コンサルテーションシステム及び小児がん中央機関による中央病理診断システム等を活用し、**専門性の高い病理診断医による質の高い病理診断の体制構築に向けた取組を推進している。**

また、国は、病理診断を補助するシステムとして、学会等によるビッグデータやAIを活用した病理診断支援システムの研究開発の支援を行っている。

2 がん医療の充実

(8) 病理診断

(取り組むべき施策)

- 国は、引き続き、病理診断医の育成等の支援を実施するとともに、**認定病理検査技師**や細胞検査士等の病理関連業務を担う臨床検査技師等の適正配置について検討する。
- 国は、より安全で迅速な質の高い病理診断や細胞診断を提供するため、関係団体や学会等と協力し、病理コンサルテーションなど、正確かつ適正な病理診断を提供する体制を強化する。
- 国は、ビッグデータや**AI**等を活用する病理診断支援システムの研究開発を推進する。

(個別目標)

- 国は、より安全で迅速な質の高い病理診断や細胞診断を提供するための環境を整備する。

2 がん医療の充実

(8) 病理診断

「認定病理検査技師」とは、

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会及び一般社団法人日本病理学会が認定する資格。平成 26 (2014) 年から病理組織検査において熟練した技術と知識を有することが認められた者を「認定病理検査技師」として認定している。平成 29 (2017) 年4月時点で 555 名。

「細胞検査士」とは、

公益社団法人日本臨床細胞学会及び一般社団法人日本臨床検査医学会が認定する資格。昭和 44 (1969) 年から、細胞診スクリーニング及び技術に関する実務を、責任をもって確実に実施しうる技師を「細胞検査士」として認定している。平成 29 (2017) 年6月時点で 7470 名。

③がん診療連携拠点病院

- がん診療連携拠点病院等全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、全国にがん診療連携拠点病院を399箇所、地域がん診療病院を28箇所、指定しています（平成28年4月1日現在）
- 病理部門**

2) 診療従事者

[1] 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

エ 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

[2] 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置

エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい

・がん診療連携拠点病院の整備について 健発第0301001号 平成20年3月1日

・がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院等の指定について 健発0110第7号 平成26年1月10日

④平成28年医科診療報酬

第2章特掲診療料第13部 病理診断

第84の4 テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製

1 テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製に関する施設基準

- (1) 送信側(検体採取が行われる保険医療機関)においては、**病理診断業務について5年以上の経験を有し、凍結切片を作製することが可能な常勤の検査技師(臨床検査技師又は衛生検査技師)が1名以上配置されていること。**
- (2) 受信側(病理診断が行われる保健医療機関)においては、病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院であること。

第84の5 テレパソロジーによる術中迅速細胞診

1 テレパソロジーによる術中迅速細胞診に関する施設基準

- (1) 送信側(検体採取が行われる保険医療機関)においては、**病理診断業務について5年以上の経験を有し、細胞診の経験を十分に有する検査技師(臨床検査技師又は衛生検査技師)が1名以上配置されていること。**
- (2) 受信側(病理診断が行われる保健医療機関)においては、病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院であること。

認定病理検査技師 認定試験について

認定病理検査技師 カリキュラム

必要な知識・技能

認定病理検査技師について理解する（指定講習会必須単位）

- 1) 認定病理検査技師の職務内容および基本的姿勢
- 2) 認定の基準（受験資格・更新について）

【区分A基礎】

病理業務に関する知識・技能

1. 病理業務に関連する医師法，死体解剖保存法等の**法律及び制度**を説明できる。病理業務に関連する診療報酬を説明できる
2. 病理業務に関する**医療廃棄物**（感染性廃棄物）の廃掃法に沿った管理ができる。その他、危険物の消防法、毒劇物の毒劇法、労働安全衛生法、水質汚濁防止法等にそった管理ができる
3. 病理業務の資料を管理し、保存できる
4. 病理業務で得られた人体材料を研究に用いる際の手続きを説明できる
5. 人体の構造と機能について理解している
6. **人体の病態の概要**と、それに伴う組織所見を中心とした形態学的異常について理解している
7. 病態の理解に必要な画像診断に関する基本的知識
8. 癌取扱い規約等に基づいた手術材料の**切り出し**の重要性を理解し説明できる
9. 検体の適切な取り扱いに必要な治療や手術に関する基本的な知識を理解している
10. **個人情報**の取り扱いに関する基本的事項を理解している
11. **インシデントやアクシデント**に対して適正に分析をおこない、解決策を講ずるために必要な事項を理解している

認定病理検査技師 カリキュラム

【区分B技術】

病理組織標本作製に関する知識

1. FFPE及び凍結標本作製技術について、その特徴や技術的注意点を説明できる
2. 免疫染色及び特殊染色の原理を説明できる
3. 免疫染色及び特殊染色の精度管理を行うことができる
4. 電子顕微鏡標本の作製工程を説明できる
5. 分子病理学的検索の原理を説明できる
6. 病理診断に必要な臨床的事項及び検査値を把握し説明できる
7. 画像診断及び肉眼所見に関する説明ができる

認定病理検査技師 カリキュラム

【区分C技能】

必要な技能

1. **病理解剖**を介助できる
2. 病理解剖において、執刀者並びに解剖に関わるスタッフの安全管理ができる
3. 病理解剖及び手術等で摘出された臓器・組織検体を適切に写真撮影することができる
4. 病理解剖及び手術中に提出された感染の恐れのある検体について、業務にたずさわる全員の安全に配慮し、感染の危険性を排除し対応策を講じることができる
5. 適正な**FFPE標本の作製**を実施できる
6. 必要に応じて捺印・擦過などの細胞採取を実施し、**細胞診標本**を作製できる
7. **特殊染色**及び**免疫染色**を実施できる
8. **術中迅速組織診断**において凍結標本等の適正な標本作製ができる
9. 診断に不適とされる**不良標本の原因**を追求し修正できる
10. 病理業務全般における**バイオハザード対策**を実行できる
11. **テレパソロジー**、**バーチャルスライド**等の機器を適正に操作することができる
12. 病理検査室で取り扱われる染色液等の試薬及び**毒物・劇物等の適正な管理**ができる
13. **医療安全**、**労働安全**に基づく病理業務のリスクアセスメント、PDCAサイクルを効率よく行い、問題解決や診断精度の向上を行うことができる

カリキュラムから見えてくる業務項目

1. 標準化された病理標本作製技術とその精度管理業務
2. 病理解剖介助業務
3. テレパソロジー等、遠隔病理診断標本作製に係る業務
4. 作業環境整備および管理業務(ホルムアルデヒドや有機溶剤対策など)

病理検査全般を習熟し検査室を管理運営し、
後進の育成ができる技師

6. 感染症対策業務
7. 医療廃棄物の適正処理および管理業務
8. 毒物劇物の管理業務
9. 後進の指導
10. その他、病理医の指導の下に行う業務

認定病理検査技師制度資格更新指定講習会

日時：平成30年1月27, 28日
 場所：お台場
 参加人数：266名

講習内容

- * 病理検体取り扱い
- * デジタルパソロジー
- * がんゲノム医療
- * 人事育成
- * 感染症
- * 医療安全

日程	
1月27日(土)	
8:00~8:45 60分	受付
8:45~9:00 15分	開講式・オリエンテーション
9:00~10:00 60分	『病理学会 病理検体取り扱いマニュアル』 大阪大学 森井 英一 先生
10:00~11:00 60分	『精度管理(日臨技、JPQASを中心に)』 名古屋市立大学 滝野 寿 先生
11:00~12:00 60分	昼食
12:15~12:45 45分	『デジタルパソロジー導入の実際』 ソフトバンク株式会社 山田 雄二 先生
12:45~14:00 75分	『病理学会 デジタル病理画像を用いた病理診断』 桑名総合医療センター 白石 泰三 先生
14:00~14:15 15分	休憩
14:15~14:45 30分	『がんゲノム医療コーディネーターについて』 名古屋市立大学 滝野 寿 先生
14:45~15:45 60分	『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス』 東京大学 佐々木 毅 先生
15:45~16:45 60分	『病理学会 ゲノム診療用病理組織検体取り扱い規程』 北海道大学 畑中 豊 先生
16:45~17:00 15分	休憩
17:00~18:00 60分	『次世代シーケンシング(NGS)を用いた遺伝子パネル検査』 北海道大学 畑中 豊 先生
18:00~18:50 50分	『がん治療における個別化医療(含FISH)』 名古屋第一赤十字病院 郡司 昌治 先生
19:00~21:00 120分	意見交換会
1月28日(日)	
9:00~10:00 60分	『コーチングの基礎』 株式会社 アクアブレイン 久森 英樹 先生
10:00~11:00 60分	『人材育成の基本とOJTによる指導方法』 株式会社 アクアブレイン 久森 英樹 先生
11:00~12:00 60分	昼食
12:00~13:00 60分	『人事評価の基本実務』 株式会社 アクアブレイン 久森 英樹 先生
13:00~14:00 60分	『感染管理』 昭和大学医学部臨床病理診断学講座 砂川 恵伸 先生
14:00~15:00 60分	『医療安全』 ひたちなか総合病院 根本 誠一 先生
15:00~15:15	修了書授与式・閉講式

※講義テーマの名称変更や講師の都合により、講義が前後する事があります、ご承知置き下さい。

がんゲノム医療

遺伝子パネル検査に加え新たな方向

がんゲノム医療コーディネーター 役割

- ◆ 患者に遺伝子パネル検査の説明を行う
- ◆ 遺伝子パネル検査にて二次的所見が見つかった場合に、
遺伝子カウンセリングに繋ぐ役割

一次的所見：患者から採取したgermline由来のDNAを用い、
問題となった変異に対する解析
二次的所見：患者から採取したgermline由来のDNAを用い、
偶発的に発見された未発症の遺伝子変異

臨床腫瘍学会、日臨技による講習会が企画されている

カリキュラムから見えてくる認定病理検査技師像

- 適正な病理検体の処理を習熟している
- デジタル病理ロジー(遠隔診断)に対応できる
- がんゲノム医療に貢献できる者
- 医療安全を担保するノウハウを持っている

厚生労働省が推進する医療に対し、いち早く対応可能な検査室を構築できる技師像

他県・地域における認定病理検査技師の会

北海道（認定病理検査技師11名）

- ・ 病理技術講習会「匠」の企画・運営
- ・ 病理精度管理事業の企画・実施
- ・ 後進の育成・技術伝承
- ・ 認定病理検査技師制度の啓蒙

他県・地域における認定病理検査技師の会

中部圏認定病理検査技師の会

中部圏という支部単位で認定病理検査技師が集まって活動

- ・ 認定病理検査技師の役割

医療の均てん化

病理検査の標準化

標準化に向けての活動

“認定病理検査技師” の名称を前面に出した活動

東海地方の愛知・岐阜・静岡県、北陸地方の福井・石川・富山県、中央高地の長野県、[近畿地方](#)の三重・滋賀県を包括する広域圏

他県・地域における認定病理検査技師の会

大阪府

- ・ 大阪病理技術研究会にて資格更新研修会を申請
- ・ 大阪病理技術研究会
日臨技近畿支部・病理細胞診研修会

以前より、近畿各府県との合同研修会を通じて信頼関係が構築されており、府県間の病理細胞検査部門の垣根が低く、お互いが参加しやすい環境にある

千葉県における認定病理検査技師

No.	技師会会員番号	認定技師番号	施設名称
1	120147	15-0005	医療法人鉄蕉会亀田総合病院
2	125287	15-0006	帝京大学ちば総合医療センター
3	125727	15-0023	国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院
4	124610	15-0030	千葉大学医学部附属病院
5	120663	15-0042	JCHO 船橋中央病院
6	125386	15-0054	日本医科大学千葉北総病院
7	124398	15-0063	千葉県がんセンター
8	135562	15-0080	NHO 東埼玉病院
9	124892	15-0109	東邦大学医療センター佐倉病院
10	131747	16-0031	JCHO 船橋中央病院
11	124648	16-0036	順天堂大学医学部附属浦安病院
12	224732	16-0109	聖隷佐倉市民病院
13	124215	16-0124	JCHO 千葉病院
14	084037	16-0174	千葉県立佐原病院
15	126081	17-0037	NHO 千葉医療センター
16	124855	17-0051	船橋市立医療センター
17	136916	17-0067	独立行政法人国立病院機構相模原病院
18	126033	17-0082	東京歯科大学市川総合病院

18名の認定病理検査技師が2017年10月7日に集い

千葉県における認定病理検査技師の会を立ち上げた

千葉県における認定病理検査技師

名称

千葉県認定病理検査技師推進協議会

代表	小山 芳徳（医療法人鉄蕉会 亀田総合病院）
副代表	清水 秀樹（日本医科大学千葉北総病院）
幹事	千葉県臨床検査技師会 病理研究班選出代表者 千葉県臨床検査技師会 細胞診研究班選出代表者
事務局	須藤 一久（千葉県立佐原病院） 北村 真（東邦大学医療センター佐倉病院）

対象会員

千葉県臨床検査技師会所属の認定病理検査技師

（希望があれば過去千臨技所属で現在県外勤務の認定病理検査技師）

千葉県臨床検査技師会・病理検査研究班・細胞診検査研究班の代表者が選任した者

千葉県における認定病理検査技師

目的

1. 病理組織標本作製技術の標準化と質の向上を図る
2. 病理検査室におけるマネジメントのできる人材の育成
3. 認定病理検査技師制度の意義と認定技師の担う責務について県内の病理関係者に啓蒙する
4. 関連学会および同じ目的を持つ団体との連携を密にし、情報の共有・交換を行う
5. 後進の指導・育成を積極的に行う

千葉県における認定病理検査技師

活動指針

1. 千葉県臨床検査技師会 - 病理検査研究班および細胞診検査研究班と共同して研修会の企画・運営を行う
2. 過去の千葉県臨床検査技師会で行ってきた精度管理データの整理・解析を行い，統一化ガイドラインを策定する。
これらを県内および他県にも発信し，その普及活動を行う
3. 認定病理技師取得希望者を支援する
4. 県内における情報弱者を減らす為，各種検査におけるガイドライン等を広め，方向性を導く役割を担う会とする

千葉県における認定病理検査技師

具体的行動として

研修会などを通じて現在、厚生省労働省が舵を切った先にある医療、日臨技の対応などの情報をいち早く広く県内の病理関係者に発信します。

近隣県に先立ち本会を立ち上げたことにより、パイロットケースとなるが、萎縮することなく情報発信源とし、情報弱者をなくしましょう。

ご清聴ありがとうございました



伊勢神宮